

## 平成 28 年熊本地震に伴い 垂水市へ避難された方への経済的支援

平成 28 年熊本地震への支援として、本支援を行うこととなりましたので、お知らせいたします。

（送付資料：1 枚） ※本市 WEB サイトにおいても情報を掲載しております。

### ■支援内容 平成 28 年熊本地震で被災され、 垂水市に避難された方に生活支援金を交付いたします。

■対象者 平成 28 年熊本地震の発生時点で、避難元市町村（平成 28 年熊本地震に係る災害救助法の適用地域）に住所があり、垂水市へ避難した方

■条件 垂水市に避難し、1 か月以上居住すること

■支援内容 ①移動費用支援金  
避難者 1 人当たり 2 万円（小学生以下の方は 1 万円）  
②生活支援一時金  
避難者 1 人当たり 6 万円（実家または親族宅に滞在するときは 3 万円）  
※生活支援一時金は、1 世帯当たり 30 万円が上限となります。  
※実家または親族宅に滞在するときは 15 万円

■必要なもの ①垂水市避難者生活支援金交付申請書  
②避難先等に関する情報提供書面  
③罹災証明書  
※申込時に罹災証明書の提出ができない場合は、運転免許証の写し、健康保険証の写し等被災時の住所が確認できる書類を提出、後日罹災証明書を提出

■受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日、祝日を除く）

■問い合わせ先

垂水市役所 保健課 援護係 ☎ 0994-32-1111（内線 126）

■情報発信元

垂水市役所 企画政策課 秘書広報係 担当 庭田 ☎ 0994-32-1111（内線 271）